

町議会定例会
(3月会議)

ため条例の一部改正を行いました。

い、条例の一部改正を行いました。

○福島町企業誘致条例の一部改正について
情報通信技術利用事業の関連施設を対象とするため、条例の一部改正を行いました。

☆計画の決定
○福島町森林整備計画の決定について

○福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

改正について

行政手続法の一部を改正する法律により、法律の改正内容に準拠し、関係条例の一部改正を行いました。

○福島町介護保険条例の一部改正について
第1号介護保険料基準額が現行の4千円から5千300円に変更となり、所得階層区分も9段階となることから所得段階別保険料を改正しました。

○福島町企業誘致条例の一部改正について
情報通信技術利用事業の関連施設を対象とするため、条例の一部改正を行いました。

○福島町森林整備計画の決定について
北海道の渡島檜山地域森林整備計画が樹立されたことに伴い、町の現行計画の後期5カ年分を勘案しながら、新計画を作成したものです。

て

○福島町防災行政無線施設置及び管理等に関する条例の一部改正について

国で定めた関係する基準について、法律の一部改正により、町が条例を定めることとされたことから条例制定を行いました。

デジタル防災行政無線同報系整備工事実施に伴い、新たに設置した施設の設置場所の追加や変更及び戸別受信機を町内各世帯に整備したことにより条例の一部改正を行いました。

○福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国で定める基準が改正されたことに伴い、関係する条例の一部改正を行いました。

○福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
平成27年度予算編成作業等において、新たに過疎債の充当を計画した新規事業が発生したことに伴い、計画を変更するものです。

○福島町第2期地域福祉計画の決定について
現計画が平成26年度までのものであることから、平成27年度からの次期計画を策定したものです。

○福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

国で定めた関係する基準について、法律の一部改正により、町が条例を定めることとされたことから条例制定を行いました。

○福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正について
社会教育法の一部が改正されたことなどに伴い、条例の一部改正を行いました。

○福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○福島町課設置条例の一部改正について

各種計画等の策定に対応するため、平成28年度における全体的な機構再編に先立ち、企画部門と財政部門の機構再編を先行実施する

○福島町学童保育条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の対象児童が留守家庭の小學生に改められたことに伴

国で定める基準が改正されたことに伴い、関係する条例の一部改正を行いました。

○福島地域マリンビジョン計画の変更について
現行の計画を、改定した北海道マリンビジョン21計画と整合性を図るために改定するものです。

○子ども・子育て支援事業計画の決定について
子ども・子育て支援法において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など法律に基づく業務の円滑な実施

た。

定するものです。

に基づく業務の円滑な実施